除　外　要　件　適　合　確　認　書

|  |
| --- |
| １．この農地を利用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であることの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第１号】 |
| ○　所有している他の土地について全て検討したうえで、この土地でなければ目的を達成できない理由を妥当性が分かるように記入してください。  　　　（例：申出地は土地所有者の現住居に隣接した土地であり、面積や道路からの接続性を踏まえ、申出地以外に代替地はありません。 |
| ２．農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第３号】 |
| ○　支障が生じるおそれがある場合は、対処方法を記入してください。  　○　支障が生じるおそれが無い場合は、その理由を記入してください。  　　　（例：申出地は集団的農地の端に位置し、県道及び集落とも接続しているため、農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはありません。） |
| ３．効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第４号】 |
| ○　支障が生じるおそれがある場合は、対処方法を記入してください。  　○　支障が生じるおそれが無い場合は、その理由を記入してください。  　　　（例：申出地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者が耕作している又は耕作を計画している農地ではないため、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはありません。） |
| ４．農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことの説明  【法第13条第２項第５号】 |
| ○　支障が生じるおそれがある場合は、対処方法を記入してください。  　○　支障が生じるおそれが無い場合は、その理由を記入してください。  （例：申出地周辺の農地は既に耕作がおこなわれておらず、用排水路等の土地改良施設は利  用されていないため支障が生じるおそれはありません。） |
| ５．土地改良事業等の実施の有無及び工事が完了した翌年度から起算して、８年を経過した土地であることの説明　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【法第13条第２項第６号】 |
| ○　土地改良事業等を実施済みの場合は、工事完了の属する年度の翌年度から起算した経過年数を記入してください。  　○　土地改良事業等を未実施の場合は、「事業実施なし。」と記入してください。 |

※法…農業振興地域の整備に関する法律